

平成30年12月10日

各地区安全衛生協力会
会 員 各 位

株式会社奥 村 組
中央安全衛生委員会
委 員 長

工事所等における安全管理の取組強化について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、奥村組では、今年度6月下旬から9月にかけて重大な事故・災害が連続して発生しました。

なんとしても今の悪い流れを断ち切り、現場を実質的な「安全第一」に持って行くためには、工事所長をはじめとした当社職員が強い安全意識とリーダーシップを発揮するのは勿論、協力会社のみなさまと安全に対する意識を一つにし、安全に厳しい姿勢と雰囲気づくりを打ち出すのが最も重要と考えます。

つきましては、先に実施しました各支社店での協力会社の皆様との意見交換で頂いた指摘を含めて、当社としての工事所等における安全管理の取組強化策を定め、実行してまいります。協力会社の皆様におかれましては、下記の事項について、ご理解、ご協力頂きますようお願いいたします。（平成31年1月から実施）

なお、必要な事項については、協力会会員会社下請けの皆様にも周知の程、重ねてお願いいたします。

敬具

記

1. 作業打合せ時の「作業計画書」、「作業手順書」の確認

- ・職長は、前日の作業打合せ時に、「作業計画書」、「作業手順書」の内容が作業日の状況と整合しているかを確認する。整合していない場合は、計画や手順について関係者と協議し、修正する。

2. 予定外作業実施時の協議

- ・職長は、作業日当日に前日の作業打合せにない作業や作業内容の変更を行う場合は、当社業務標準「予定外作業および作業内容の変更等発生時のルール」に基づき、当社職員に連絡、協議のうえ作業を行う。

3. 安全当番としての活動

- ・職長(当番)は、最低1回/週、職員の安全当番と合同で安全衛生パトロールを行う。
- ・点検結果(是正結果)は、作業打合せ、安全朝礼等で発表し、周知する。

4. リスクアセスメント力の強化

- ・当社現場への入場に先立ち、当社から提供する教育資料(工事概要、新規入場者の皆様へ、災害予測訓練シート、職長の役割等)に基づき送り出し教育を実施し、「新規入場者届」に記録して工事所に提出する。
- ・作業員には、作業に着手する前に「作業計画書」、「作業手順書」を周知し、危険・有害要因を除去又は低減する。
- ・工事所の特別安全日あるいは安全衛生環境協議会等の機会等を利用して、最低1回/月、「災害予測訓練シート」等を利用したディスカッションの場(機会)を設けるので、職長を参加させる。

5. 安全帯の完全使用

- ・職長は、2m以上の高所で作業を行う場合は、安衛法に基づく適正な安全帯(墜落防止用器具)を着用させ、使用させる。
- ・もし、安全帯を使用するための設備が設けられていない場合は、必ず職員に連絡し、整備の後作業に取りかかる。
- ・工事所長は、安全帯を使用するための設備が設けられているにもかかわらず、使用すべきところで使用していない作業員に対し、当社業務標準「安全帯不使用者の入場制限管理基準」に基づき作業員の所属する会社の1次協力会社の安全衛生責任者(又は代理者)に連絡、作業状況を説明の上、当該作業員を退場させる。
- ・工事所長は、1次協力会社に安全帯不使用者の入場制限「通知書」を発行する。なお、1次協力会社が、当該作業員及び所属会社に対し、管理基準に基づく再教育を実施し、再発防止に関する「誓約書」を工事所長に提出した場合は、工事所長の承認の上、現場作業に復帰させることができる。

補足1：安衛法等に基づき安全帯を使用すべき作業

- ①高さ 2m以上箇所において、作業床の設置が困難な場合に、墜落防止措置(親綱設置等)を講じて行う作業(安衛則 518 条関係)
- ②高さ 2m以上箇所において、作業床の端部や開口部等に囲い、手すり、覆いの設置が困難な場合、又は作業に必要な上臨時に囲い等を取り外した場合に、墜落防止措置(親綱設置等)を講じて行う作業(安衛則 519 条関係)
- ③高所作業車(垂直に上昇・下降する構造のものを除く)を用いて行う作業(安衛則 194 条の 22 関係)
- ④作業の性質上やむを得ず、クレーンの吊り具に専用の搭乗設備(ゴンドラ等)を設けて行う作業(クレーン則 27 条、第 73 条関係)
- ⑤ゴンドラの作業床で行う作業(ゴンドラ則 17 条関係)
- ⑥ロープ高所作業(身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外

に安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける）（安衛則539条の2関係）

⑦3m以上のはしご道（安全ブロックを設置）の昇降（社内基準）

補足2：適切な安全帯

①5m以上の高所作業は「ハーネス型」（墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン）

②安全帯の掛け替えが必要となる次の作業は「2丁掛け」（社内基準）

- ・鉄骨組立、デッキ敷き込み作業
- ・足場組立・解体作業
- ・クレーン組立・解体作業
- ・工事用エレベーター組立・解体作業
- ・切梁・構台、架設・解体作業
- ・立体駐車場工事
- ・その他、施工検討会で決定した作業、工事所長が必要と判断した作業

6. 労働災害等を発生させた場合の指導（処分）

- ・休業4日以上労働災害、第三者を巻き込む重大事故（人身・物損）やマスコミ報道等の対象となった事故が発生した場合で、安全衛生管理が不十分と認められる場合は、当社業務標準「労働災害を発生させた協力会社に対する指導（処分）基準」に基づき、中央安全衛生委員長から発生の原因となった事業者（1次会社）に「安全指導書」を交付する。（支社店安全衛生委員長から直接手渡す。）
- ・「安全指導書」を受け取った事業者は、工事所及び支社店での災害検討会に参加し、原因究明及び再発防止に協力するとともに、事業者としての再発防止策を作成し、工事所長に報告する。
- ・特に、休業28日以上労働災害の続発、死亡又は重篤災害の発生、第三者に重症または重大な損害及び労災かくし等を発生させた場合は、期間を定めて指名停止処分を行う。（中央安全衛生委員長から「指名停止通知書」を交付する。）

以 上